



ソトス症候群 福祉制度と社会資源

※集団外来開催時の資料を基本にしています。

※情報保護のため、個人利用以外の二次利用は禁止しています。

集団外来開催日：2013年8月27日(第8回ソトス症候群)

2013年開催時の資料です。
ご案内されている内容については、
市町村や関係機関に最新の情報を
ご確認ください。

福祉制度と社会資源

埼玉県立小児医療センター
地域連携・相談支援センター

篠崎 咲子

2013.8.27 第7回ソトス症候群集団外来

本日の内容

1. 基本的な制度・資源

- ①医療費助成制度 ②手帳 ③手当

2. 各成長段階で利用する制度・資源

- ①乳幼児期 ②小学校入学～ ③青年期

3. その他の社会資源



医療費助成制度

- ①乳幼児医療費助成制度
- ②重度心身障害者医療費助成制度
- ③小児慢性特定疾患
- ④育成医療・更生医療(自立支援医療)



乳幼児医療費助成制度

外来受診費用、入院費用の自己負担金の助成。

申請窓口：市町村役場

申請に必要なもの：病院発行の領収証

対象：市町村によって異なる。

年齢はおおむね0歳から中学校卒業まで。

入院費のうち、食事療養費の負担をする市町村もある。



重度心身障害者医療費助成制度

外来受診費用、入院費用の自己負担金の助成。

対 象:
・身体障害者手帳1～3級
・療育手帳マルA、A、B

備 考:手帳交付と同時に市町村窓口で手続きを行う。



小児慢性特定疾患①

国が定めた11の疾患群に対する治療に対して入院費(食事療養費を含む)、通院費の助成。

申請窓口:保健所

必要書類:医師意見書、保険証、所得証明、住民票

自己負担:入院(月額11,500円)、外来(5,750円)

※所得に応じて減額あり

備 考:・申請日からの医療費が対象。

- ・1年更新。
- ・18歳未満が対象だが、20歳の誕生日前日まで延長可。
- ・自治体によって難病患者見舞金制度あり。



小児慢性特定疾患②

対象基準

(慢性腎疾患)

- ・水腎症：両側性で腎機能低下の場合又は泌尿器科的手術が必要な場合
- ・腎形態異常：両側の腎に病変があり、腎機能の低下が見られる場合

(慢性心疾患)

- ・心室中隔欠損・動脈管開存症：
「強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬、 β ブロッカー」のいずれかが投与されていること。



自立支援医療（育成医療・更生医療）

規定の手術(外科的治療)を行う入院治療に対して入院費
(食事療養費は含まない)、治療によって通院費を助成する。

- ・18歳未満→育成医療
 - ・18歳以上→更生医療
- それぞれ対象となる治療内容に規定がある。

申請窓口：市町村

必要書類：意見書・保険証・印鑑・所得証明など

自己負担：原則1割負担（所得に応じた減額あり）

※育成医療→0～20,000円

備 考：事前申請



手帳について

- ▶ 種類:
 - ▶ ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳
 - ▶ 申請窓口:市町村

- ▶ ①身体障害者手帳
- ▶ 判定機関:障害者更生相談センター
- ▶ 必要書類:診断書(医療機関発行)
- ▶ ②療育手帳
- ▶ 判定機関:18歳未満→児童相談所
18歳以上→障害者更生相談センター
- ▶ 判定方法:心理判定、医学判定、調査結果の総合結果



手帳があると・・・①

- ▶ 補装具
- ▶ 日常生活用具
- ▶ 居宅介護、行動援護、短期入所、生活介護
- ▶ 生活サポート
 - 一時預かり、訪問介護、外出時の介護など
 - 年間上限150時間

※世帯の所得に応じた利用者負担額が発生する。

手帳があると・・・②

- ▶ 所得税・市県民税の控除
 - ▶ 自動車関係税の減免
 - ▶ JR、バス、有料道路通行料などの割引
 - ▶ 福祉タクシー利用料金、ガソリン代補助
※等級によってサービス内容が異なる。
-
- ▶ 就労時の就労サポート、障害者雇用枠の適応



手当て

- ①特別児童扶養手当: 1級-50,400円(H25年10月～50,050円)
2級-33,570円(H25年10月～33,330円)
- ②障害児福祉手当: 14,280円(H25年10月～14,180円)
対象: 身体障害者手帳1級、2級の一部、療育手帳○A程度
- ③特別障害者手当: 26,260円(H25年10月～26,080円)
対象: 身体障害者手帳1・2級及び療育手帳○A程度の重複
- ④在宅障害者手当(心身障害者福祉手当)
名称、対象は市町村によって異なる。
月額2,500～5,000円程度



▶ 乳幼兒期



療育機関

- ▶ 福祉型児童発達支援センター(旧知的障害児通園施設)
日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を目的とする施設。(県内14か所)

- ▶ 障害児通園事業(児童デイサービス)
市町村に申請し、支給決定受給者証を交付される。
利用者(保護者)が直接事業所と契約する。

- ▶ 親子教室
保健センター等で実施。市町村によって内容が異なる。

相談機関（乳幼児期）

- ▶ 保健センター
- ▶ 児童相談所
- ▶ 市町村子育て支援課・障害福祉課 など



▶ 小学校入学～



就学相談

相談先：市町村教育委員会・特別支援学校
(さいたま市：特別支援教育相談センター)

選択肢：特別支援学校、特別支援学級、普通学級

特別支援学校って…

入学の基準(知的障害)

1. 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
2. 知的発達の遅延の程度が全号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

(学校教育法第二十二条の三)

就学形態

- ▶ **通常学級支援籍**

特別支援学校、特別支援学級の児童生徒が通常学級の生徒と一緒に学習をする

- ▶ **特別支援学級支援籍**

通常学級在籍の児童生徒が、特別支援学級で学習をする

- ▶ **特別支援学校支援籍**

通常学級、特別支援学級の児童生徒が、特別支援学校で学習する



放課後等ディイサービス

授業の終了後、または休日に支援が必要な場合に、
生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の
促進その他必要な支援を行う。
(利用方法は児童ディイサービスに同じ)



相談機関（就学児期）

- ▶ 教育相談(学校・教育委員会)
- ▶ 障害者生活支援センター
- ▶ 市町村子育て支援課・障害福祉課 など



▶ 青年期



障害程度区分認定調査

- ▶ 18歳以降、介護給付系サービスを受けるために必要。
- ▶ 申請先：市町村
- ▶ 障害程度区分認定審査会で障害程度区分が認定され、区分ごとに利用できるサービスが決定する。
- ▶ 市町村から、かかりつけ医に意見書の依頼がある。



障害基礎年金

- 申請時期: 20歳の誕生日以後
(3か月以内の申請なら誕生月まで遡り受給が可能)
- 申請先: 市町村
- 金額: 1級-983,100円 2級-786,500円
- 必要書類: 診断書、受診状況等証明書、
病歴状況申立書、戸籍抄本、年金手帳

- ! 診断書を作成する医療機関の確保
- ! 受診状況証明書の依頼
- ! 病歴状況申立書の準備



相談機関

▶ 障害者就業・生活支援センター

【就業支援】就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん)、求職活動支援、職場定着支援、事業所に対する障害者の障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言、**関係機関との連絡調整**

【生活支援】生活習慣の形成、健康管理、金銭管理などの日常生活の自己管理に関する助言、住居、**年金**、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言、**関係機関との連絡調整**

▶ 市町村 障害支援課(福祉課)

▶ 学校



障害者就業・生活支援センターの設置状況

○ 障害者就業・生活支援センターは、平成24年3月1日現在10か所設置されています。



障害者就業・生活支援センター一覧 - 埼玉県

その他の資源

▶ 親の会

- ・社会福祉法人 福生あせび会
- ・かたつむりの会ーでんでんむしクラブ

▶ 社会福祉協議会

- ・車いす、福祉車両の貸出し
- ・おむつ助成



最後に・・・

お子さんは成長していきます。そして成長の仕方はそれぞれです。一人ひとりにあった、「その時期」に必要な制度、情報をうまく活用して下さい。

簡単に「答え」の出ない問題もあります。そんな時、一緒に「困った！」を考えてくれる人を持つことが少しずつ解決の道を創り出すことに繋がります。

どこに聞いたらいいかわからないけれど、とりあえず「困った！」の状態の時は、ソーシャルワーカーをはじめ、いろいろな相談機関を活用してください。





ご清聴ありがとうございました。

